

# 秋田県の情報公開

《平成26年度 実施状況報告書》

秋 田 県

# 目 次

| 情報公開制度            | ページ |
|-------------------|-----|
| 情報公開制度の実施状況       |     |
| 1 請求・公開等の状況       | 1   |
| 2 実施機関別公開等の状況     | 2   |
| 3 非公開の理由別件数       | 3   |
| 4 不服申立ての状況        | 4   |
| 5 秋田県情報公開審査会の運営状況 | 6   |
| 6 情報提供等の状況        | 8   |
| 7 これまでの取組状況       | 9   |

## 【情報公開制度の実施状況】

「開かれた県政」の推進を目指して、昭和62年10月1日に秋田県公文書公開条例（昭和62年秋田県条例第3号。平成10年秋田県条例第38号により秋田県情報公開条例に改正されました。以下「条例」といいます。）が施行されましたが、制度発足からの利用状況は次のとおりです。

### 1 請求・公開等の状況

制度発足時からこれまでに公開請求に基づいて公開等をした文書件数は663,503件で、このうち公開が373,258件、部分公開が284,764件、非公開としたものが5,517件で、公開率は99.2%となっています。

平成26年度の文書件数は、前年比2倍を超え、20,103件となっています。

(単位：件)

| 年 度              | H19まで   | H20   | H21   | H22   | H23    | H24    | H25    | H26    | 計       |
|------------------|---------|-------|-------|-------|--------|--------|--------|--------|---------|
| 請 求 件 数          | 8,268   | 952   | 1,105 | 1,421 | 1,799  | 2,126  | 1,777  | 2,268  | 19,716  |
| 取下げ件数            | 406     | 67    | 29    | 55    | 86     | 78     | 66     | 120    | 907     |
| 請求対象の文書全てが不存在の件数 | 332     | 46    | 65    | 45    | 43     | 42     | 32     | 21     | 626     |
| 請求却下             | 20      | —     | 1     | —     | —      | —      | 3      | 1      | 25      |
| 公開等実施件数          | 7,510   | 839   | 1,010 | 1,321 | 1,670  | 2,006  | 1,676  | 2,126  | 18,158  |
| 文 書 件 数          | 583,578 | 9,097 | 9,602 | 8,393 | 10,728 | 11,968 | 10,034 | 20,103 | 663,503 |
| 公開               | 312,544 | 7,072 | 7,418 | 7,333 | 8,418  | 9,207  | 7,995  | 13,271 | 373,258 |
| 部分公開             | 267,952 | 1,267 | 1,723 | 774   | 2,065  | 2,499  | 1,833  | 6,615  | 284,728 |
| 非公開              | 3,082   | 758   | 461   | 286   | 245    | 262    | 206    | 217    | 5,517   |

(備考)

$$1 \text{ 公開率} = \frac{\text{公開件数} + \text{部分公開件数}}{\text{決定件数 (公開件数} + \text{部分公開件数} + \text{非公開件数)}} \times 100$$

2 「文書不存在」及び「存否応答拒否」は、「非公開」に分類しています。

## 2 実施機関別公開等の状況

これまでの公開等の状況を見ると、知事が573,535件で、全体の86.4%を占めています。

知事以外では、教育委員会が56,735件（全体の8.6%）となっており、知事と教育委員会で95%とその大部分を占めています。

（単位：件）

| 年 度                 | H19まで   | H20   | H21   | H22   | H23    | H24    | H25    | H26    | 計       |
|---------------------|---------|-------|-------|-------|--------|--------|--------|--------|---------|
| 知 事                 | 508,352 | 6,833 | 8,646 | 7,714 | 8,955  | 10,854 | 8,712  | 13,469 | 573,535 |
| 議 会                 | 1,176   | 2     | 4     | 253   | 1,103  | 13     | 124    | 25     | 2,700   |
| 教 育 委 員 会           | 53,960  | 1,013 | 290   | 164   | 178    | 285    | 464    | 381    | 56,735  |
| 選 挙 管 理 委 員 会       | 1,874   | 1,004 | 411   | 140   | 213    | 13     | 138    | 5,905  | 9,698   |
| 人 事 委 員 会           | 1,736   | 3     | 0     | 2     | 0      | 0      | 0      | 0      | 1,741   |
| 監 査 委 員             | 8,398   | 0     | 0     | 2     | 46     | 6      | 0      | 0      | 8,452   |
| 公 安 委 員 会           | 2       | 1     | 0     | 0     | 2      | 0      | 0      | 0      | 5       |
| 警 察 本 部 長           | 1,053   | 241   | 251   | 118   | 226    | 796    | 596    | 311    | 3,592   |
| 労 働 委 員 会           | 2,370   | 0     | 0     | 0     | 0      | 0      | 0      | 0      | 2,370   |
| 収 用 委 員 会           | 1       | 0     | 0     | 0     | 0      | 0      | 0      | 0      | 1       |
| 海 区 漁 業 調 整 委 員 会   | 1       | 0     | 0     | 0     | 0      | 0      | 0      | 0      | 1       |
| 内 水 面 漁 場 管 理 委 員 会 | 5       | 0     | 0     | 0     | 0      | 0      | 0      | 0      | 5       |
| 公 営 企 業 管 理 者       | 4,641   | -     | -     | -     | -      | -      | -      | -      | 4,641   |
| 地 方 独 立 行 政 法 人     | 9       | 0     | 0     | 0     | 5      | 1      | 0      | 12     | 27      |
| 合 計                 | 583,578 | 9,097 | 9,602 | 8,393 | 10,728 | 11,968 | 10,034 | 20,103 | 663,503 |

（備考） 1 件数は、公開、部分公開及び非公開の文書件数の合計となっています。

2 公営企業管理者は、平成18年3月末で廃止されました。

### 3 非公開の理由別件数

情報公開制度は公開が原則ですが、実施機関が無制限に全ての行政文書を公開した場合には、それにより個人、法人等の権利若しくは利益又は公共の利益を害することも予想されることから、条例第6条第1項各号において、原則公開の例外として実施機関が非公開とする根拠を定めるとともに、その判断基準として、非公開とすることができる情報の範囲を定めています。

条例第6条第1項各号の規定に基づき、非公開（部分公開を含む。）とした理由及び件数は次のとおりです。

(単位：件)

| 非公開理由                    | H21まで   | H22   | H23   | H24   | H25   | H26   | 合計      |
|--------------------------|---------|-------|-------|-------|-------|-------|---------|
| 個人に関する情報                 | 159,089 | 615   | 1,620 | 1,872 | 808   | 1,542 | 165,546 |
| 法人等に関する情報                | 151,284 | 307   | 751   | 733   | 538   | 728   | 154,341 |
| 国等との協力関係情報               | 352     |       |       |       |       |       | 352     |
| 行政運営情報                   | 104,788 | 38    | 317   | 358   | 274   | 385   | 106,160 |
| 個人の生命、身体等の保護、犯罪の予防等に係る情報 | 692     | 5     | 56    | 398   | 361   | 121   | 1,633   |
| 法令秘情報                    | 61      |       | 9     | 58    |       |       | 128     |
| 不存在                      | 1,033   | 269   | 172   | 139   | 124   | 89    | 1,826   |
| 存否拒否                     | 26      | 1     |       | 3     | 2     | 6     | 38      |
| 議会要綱                     | 1       |       |       |       |       |       | 1       |
| 合計                       | 417,326 | 1,235 | 2,925 | 3,561 | 2,107 | 2,871 | 430,025 |

(備考) 表の項目は、条例第6条第1項の各号に規定している非公開情報ですが、これは条例の施行時に規定していたものであり、条例の改正により次のとおり変更されています。

- 1 「国等との協力関係情報」は、平成14年4月1日より削除されています。
- 2 「行政運営情報」は、平成14年4月1日より「審議・検討情報」、「事務・事業情報」、「信頼関係情報」に分割されています。
- 3 「個人の生命、身体等の保護、犯罪の予防等に係る情報」は、平成14年4月1日より「公共安全情報」、「人の生命、身体等に係る情報」に分割されています。

なお、分割された項目については、各年度ごとの推移を把握するために、条例改正前の項目により件数を掲載しています。

#### 4 不服申立ての状況

##### (1) これまでの不服申立ての状況

行政文書の部分公開、非公開の決定について、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定に基づき、実施機関に対してこれまで不服申立てがなされたものは121案件で、その処理状況は次のとおりです。

(単位：件)

|        | 不服申立て<br>案件数 | 処 理 状 況 |    |    |      |     | 備 考 |
|--------|--------------|---------|----|----|------|-----|-----|
|        |              | 取下げ     | 棄却 | 認容 | 一部認容 | 審議中 |     |
| 16年度まで | 78           | 6       | 43 | 4  | 25   |     |     |
| 17年度   | 4            | 1       | 2  | 1  | 2    |     |     |
| 18年度   | 3            |         | 2  |    | 1    |     |     |
| 19年度   | 4            |         | 2  | 1  | 1    |     |     |
| 20年度   | 2            |         | 2  |    | 1    |     |     |
| 21年度   | 2            |         | 1  |    | 1    |     |     |
| 22年度   | 3            |         | 2  |    | 1    |     |     |
| 23年度   | 1            |         | 1  |    |      |     |     |
| 24年度   | 10           |         | 7  | 1  | 3    |     |     |
| 25年度   | 8            | 1       |    |    | 1    |     |     |
| 26年度   | 6            |         | 7  |    |      | 5   |     |
| 計      | 121          | 8       | 69 | 7  | 36   | 5   |     |

(備考) 1 案件数、処理状況は不服申立てがなされた年度を基準として集計しています。不服申立てに係る答申は翌年度以降になされる場合もあります。

2 1件の不服申立てに対して処理状況が複数となる案件があるため、不服申立て案件数と処理状況の合計件数は一致しない場合があります。

##### (2) 不服申立ての処理状況

平成26年度に秋田県情報公開審査会から答申がなされたものは次のとおりです。

| 諮問<br>番号 | 不服申<br>立て年<br>月日 | 件 名                                      | 担 当<br><br>課 所      | 秋田県情報公開審査会<br>の審査状況 |            |              | 不服申立てに対<br>する決定等の内<br>容 |      |
|----------|------------------|--|---------------------|---------------------|------------|--------------|-------------------------|------|
|          |                  |  |                     | 諮 問<br>年月日          | 答 申<br>年月日 | 答 申<br>内 容   | 決 定<br>年月日              | 決定内容 |
|          |                  |  |                     |                     |            |              |                         |      |
| 113      | 25.7.4           | 弘前陸軍病院病床日誌の非<br>公開決定処分に対する異議<br>申立てに関する件 | 公文書館<br>(医務薬事<br>課) | 25.<br>8.2          | 26.<br>9.9 | 非公開決定<br>は妥当 | 26.<br>9.19             | 棄却   |

|     |         |  |            |              |              |                |              |    |
|-----|---------|--|------------|--------------|--------------|----------------|--------------|----|
| 114 | 25.8.26 | 交通監視用カメラの向きを変更した理由等が分かる文書の不存在による非公開決定処分に対する審査請求に関する件 | 警察本部長      | 25.<br>9.5   | 26.<br>10.24 | 不存在による非公開決定は妥当 | 26.<br>11.12 | 棄却 |
| 115 | 25.9.3  | 交通監視用カメラの撮影映像を記録した文書の不存在による非公開決定処分に対する審査請求に関する件      | 警察本部長      | 25.<br>9.12  | 26.<br>10.24 | 不存在による非公開決定は妥当 | 26.<br>12.10 | 棄却 |
| 116 | 25.9.6  | 押ボタン式信号制御機の作動データを示す文書の不存在による非公開決定処分に対する審査請求に関する件     | 警察本部長      | 25.<br>9.19  | 26.<br>11.26 | 不存在による非公開決定は妥当 | 26.<br>12.10 | 棄却 |
| 117 | 25.9.27 | 交通監視用カメラの撮影映像を記録した文書の不存在による非公開決定処分に対する審査請求に関する件      | 警察本部長      | 25.<br>10.9  | 26.<br>12.11 | 不存在による非公開決定は妥当 | 26.<br>12.10 | 棄却 |
| 118 | 25.9.27 | 超音波式車両感知器の車両別の通過時刻を記載した文書の不存在による非公開決定処分に対する審査請求に関する件 | 警察本部長      | 25.<br>10.16 | 26.<br>11.26 | 不存在による非公開決定は妥当 | 26.<br>12.10 | 棄却 |
| 120 | 26.7.9  | 道路補修工事に至った経緯を記載した書面の不存在による非公開決定処分に対する異議申立てに関する件      | 仙北地域振興局建設部 | 26.<br>7.24  | 27.<br>3.10  | 不存在による非公開決定は妥当 | 27.<br>3.18  | 棄却 |

## 5 秋田県情報公開審査会の運営状況

秋田県情報公開審査会は、条例第18条の規定に基づいて設置された知事の附属機関です。平成26年度は15回開催し、10件の諮問事案を審査し、そのうち7件について答申しています。

| 審査会   | 年 月 日       | 事 項   |
|-------|-------------|---|
| 第224回 | H26. 4. 9   | ・ 諮問第113号（諮問庁の意見陳述及び質疑応答）   |
| 第225回 | H26. 4. 16  | ・ 諮問第114号（審査請求人の意見陳述）<br>・ 諮問第115号から諮問第118号まで（審査請求人の意見陳述の取扱いの審議）<br>・ 諮問第114号から諮問第116号まで（諮問庁の意見陳述）<br>・ 諮問第118号（諮問庁の意見陳述） |
| 第226回 | H26. 5. 7   | ・ 諮問第115号（審査請求人の意見陳述）   |
| 第227回 | H26. 5. 21  | ・ 秋田県警察本部交通管制センターの調査結果の報告<br>・ 諮問第113号（答申方針の審議）   |
| 第228回 | H26. 6. 19  | ・ 諮問第116号（意見書の審議）<br>・ 諮問第113号（答申方針の審議）   |
| 第229回 | H26. 7. 7   | ・ 諮問第116号及び諮問第118号（審査請求人の意見陳述）<br>・ 諮問第113号（答申案の審議）   |
| 第230回 | H26. 8. 6   | ・ 諮問第117号（審査請求人及び諮問庁の意見陳述）<br>・ 諮問第113号（答申案の審議）   |
| 第231回 | H26. 9. 1   | ・ 諮問第113号から諮問第115号まで（答申案の審議）  |
| 第232回 | H26. 10. 10 | ・ 諮問第114号から諮問第116号まで（答申案の審議）  |
| 第233回 | H26. 11. 10 | ・ 諮問第116号から諮問第118号まで（答申案の審議）  |
| 第234回 | H26. 12. 10 | ・ 諮問第117号（答申案の審議）<br>・ 諮問第119号及び諮問第120号（概要説明）   |
| 第235回 | H27. 1. 15  | ・ 諮問第119号及び諮問第120号（異議申立人の意見陳述）  |
| 第236回 | H27. 1. 28  | ・ 諮問第119号及び諮問第120号（諮問庁の意見陳述）  |
| 第237回 | H27. 2. 24  | ・ 諮問第119号（答申方針の審議）<br>・ 諮問第120号（答申案の審議）   |
| 第238回 | H27. 3. 9   | ・ 諮問第119号（答申案の審議）<br>・ 諮問第121号及び諮問第122号（概要説明）   |

（参考）【秋田県情報公開審査会委員名簿（平成25年10月19日改選後）】



|      |         |                              |
|------|---------|------------------------------|
| 会 長  | 柴 田 一 宏 | 弁 護 士                        |
| 会長代理 | 三 浦 清   | 弁 護 士                        |
|      | 阿 部 千鶴子 | 司 法 書 士                      |
|      | 池 村 好 道 | 秋田大学教育文化学部教授                 |
|      | 田 仲 和 子 | 消費生活実践グループin秋田「こま<br>ちの会」副代表 |

※任期（自：平成25年10月19日～至：平成27年10月18日）

## 6 情報提供等の状況

情報公開制度の発足と同時に、「情報公開総合窓口」を設置しました。総合窓口の主な業務は、情報公開制度に関する相談、公開請求の受付等ですが、情報公開の一方の輪ともいわれる情報提供も重要な業務となっています。

ここでの情報提供とは、公開請求により行政文書を閲覧することではなく、行政情報を加工又は編集した行政資料等による情報の提供を指します。

資料の提供等による情報提供は、求める情報が分かりやすい内容に整理されており、また、時間を要することなく容易に求める情報が手に入る等の利点があります。

平成9年4月には、県のホームページ「美の国あきたネット」を作成し、インターネットによる情報提供を開始したほか、平成11年11月には、提供する情報の範囲、方法等について統一的な基準を定め、積極的な情報提供が行われるよう「情報提供の総合的推進に関するガイドライン」を制定しています。今後も情報提供施策の充実に努め、情報の公開の総合的な推進を図ることとしています。

総合窓口には、情報提供の推進を図る意味から、行政資料約20,000冊（県の長期計画、各課所の業務概要、事務手引類、国勢調査などの統計資料、白書類、年報、例規集等）を配架し、自由に縦覧できるようにしています。

なお、このほか総合窓口には、実施機関が保有している行政文書の検索に必要な資料として、行政文書の簿冊目録も作成し、配架しているほか、行政文書検索用パソコンを備えています。

情報提供、行政資料縦覧者等の状況は、次のようになっています。

| 区 分     | 昭和62年10月～平成27年3月 |            |          |          |          |          | 合 計         |
|---------|------------------|------------|----------|----------|----------|----------|-------------|
|         | ～H21             | H22        | H23      | H24      | H25      | H26      |             |
| 情 報 提 供 | 件<br>11,756      | 件<br>738   | 件<br>654 | 件<br>619 | 件<br>120 | 件<br>28  | 件<br>13,915 |
| 資料等縦覧者数 | 人<br>74,542      | 人<br>1,054 | 人<br>929 | 人<br>928 | 人<br>674 | 人<br>537 | 人<br>78,664 |
| 資料等貸出者数 | 人<br>7,319       | 人<br>65    | 人<br>68  | 人<br>90  | 人<br>82  | 人<br>77  | 人<br>7,701  |
| 資料等貸出冊数 | 冊<br>16,754      | 冊<br>126   | 冊<br>115 | 冊<br>176 | 冊<br>149 | 冊<br>165 | 冊<br>17,485 |

## 7 これまでの取組状況

| 年 月  | 事 項  |
|--|--|
| S55. 10  | ・「情報公開制度の研究に関するプロジェクトチーム」を設置   |
| S56. 4<br>10                                       | ・同上プロジェクトチーム報告書を提出<br>・「情報公開制度検討班」を設置<br>班長：総務部次長<br>班員：各部主管課、行政委、関係課の総務担当参事、補佐  |
| S57. 5<br>～S58. 6                                  | ・情報公開に向けて、文書管理改善の基礎資料とするため、「全庁文書実態調査」を実施   |
| S58. 5<br><br>8<br>10                              | ・情報公開制度検討班に、「法制」、「公開基準」、「文書管理システム」の3部会を置き、調査検討に入る<br>・情報公開の一環として「行政情報センター」を総合庁舎内に設置<br>・県政モニターを対象に情報公開制度に関する意識調査を実施  |
| S59. 5<br>6<br><br>7<br>7<br>8<br>9<br>9<br>S60. 3 | ・情報公開制度検討班「情報公開制度に関する調査検討報告書」を知事に提出<br>・「情報公開準備委員会」を設置<br>委員長：総務部長    副委員長：総務部次長<br>班 員：各部主管課長、行政委員会、関係課長<br>・職員啓発用パンフレット（検討班報告書の概要）の配布（見開き8ページ）<br>・地方機関の文書保管状況調査<br>・職員を対象に情報公開制度に関する意識調査を実施<br>・全庁を対象とする非公開文書調査<br>・文書管理改善運動はじまる 第1ステップとして文書の選別・廃棄運動の実施<br>・記録書庫整理完了（収蔵能力の倍増） |
| S60. 4<br>6<br>12<br>12                            | ・文書管理改善運動の第2ステップとして文書の分類・整理運動の実施<br>・文書管理改善運動の第3ステップとして文書の検索・活用運動の実施<br>・情報公開準備委員会「公文書公開制度大綱試案」作成<br>・情報公開懇談会設置  |
| S61. 6<br>10<br>12<br>S62. 2<br>2<br>3             | ・情報公開懇談会小委員会設置<br>・情報公開懇談会 提言書提出<br>・情報公開準備委員会 幹事会「公文書公開条例大綱」作成<br>・「秋田県公文書公開条例案」県議会2月定例会提出<br>・県文書管理規定を制定（昭和62年4月施行）<br>・「秋田県公文書公開条例」公布（秋田県条例第3号）（昭和62年10月1日施行）   |
| S62. 4<br>5<br>6<br>7                              | ・制度の実施に向け、文書広報課県政情報室を設置<br>・自治研修所での職員研修実施（5月～12月まで延26回）<br>・行政資料の収集、管理、利用等に関する要綱を制定<br>・職員向け「情報公開だより」第1号を発行  |

|        |                                   |
|--------|-----------------------------------|
| 9      | ・知事が管理する公文書の公開等に関する規則を制定（10月1日施行） |
| 9      | ・県公文書公開審査会規則を制定（10月1日施行）          |
| 9      | ・県公文書公開事務取扱要綱の制定（10月1日施行）         |
| 9      | ・情報公開事務の手引きの作成                    |
| 9      | ・県情報公開推進委員会設置要綱作成（準備委と同一のメンバー）    |
| 9      | ・県民向けパンフレットを作成、配布                 |
| 10     | ・県公文書公開条例施行（10月1日施行）              |
| S63. 2 | ・職員向け「情報公開だより」第2号を発行              |
| S63. 6 | ・職員向け「情報公開だより」第3号を発行              |
| 10     | ・職員向け「情報公開だより」第4号を発行              |
| H元. 1  | ・「情報提供の手引き」の作成                    |
| 3      | ・県民向けポスターを作成・配布                   |
| 3      | ・行政資料目録の作成                        |
| H元. 6  | ・職員向け「情報公開だより」第5号を発行              |
| 7      | ・県民向けリーフレットを作成・配布                 |
| 8      | ・県政モニターを対象に情報公開制度に関する意識調査を実施      |
| H 2. 3 | ・行政資料目録追録の作成                      |
| 3      | ・情報公開実施状況報告書の作成                   |
| H 2. 9 | ・職員向け「情報公開だより」第6号を発行              |
| H 3. 3 | ・県民向けリーフレットを作成・配布                 |
| H 3. 4 | ・情報公開実施状況報告書の作成                   |
| 8      | ・行政資料目録追録の作成                      |
| 9      | ・職員向け「情報公開だより」第7号を発行              |
| H 4. 5 | ・情報公開実施状況報告書の作成                   |
| 6      | ・行政資料目録追録の作成                      |
| 7      | ・県民向けポスターの作成・配布                   |
| 11     | ・職員向け「情報公開だより」第8号を発行              |
| H 5. 4 | ・情報公開実施状況報告書の作成                   |
| 10     | ・職員向け「情報公開だより」第9号を発行              |
| H 6. 5 | ・情報公開実施状況報告書の作成                   |
| 6      | ・県民向けリーフレットを作成・配布                 |
| 7      | ・行政資料目録の作成                        |
| 11     | ・職員向け「情報公開だより」第10号を発行             |
| H 7. 6 | ・行政資料目録追録Ⅰの作成                     |
| 6      | ・情報公開実施状況報告書の作成                   |
| H 8. 7 | ・行政資料目録追録Ⅱの作成                     |
| H 9. 3 | ・情報公開実施状況報告書の作成                   |
| H10. 3 | ・制度周知用パンフレットの作成・配布                |
| 3      | ・情報公開実施状況報告書の作成                   |
| H10. 6 | ・秋田県議会（総務企画委員会）に対し「公開条例改正案の骨子」説明  |

|         |  |
|---------|--|
| 9       | ・秋田県公文書公開条例の一部を改正する条例案を県議会9月定例会に提出                         |
| 9       | ・秋田県公文書公開条例の一部を改正する条例案が県議会9月定例会で可決                         |
| 10      | ・秋田県公文書公開条例の一部を改正する条例の公布（平成11年4月1日施行）                      |
| 10      | ・秋田県行政資料目録作成（10年9月版）                                       |
| H11. 2  | ・改正条例に関する職員説明会（県内3ブロック）                                    |
| 3       | ・情報公開実施状況報告書の作成  |
| 3       | ・「情報公開事務の手引」（条例改正に伴うもの）の作成                                 |
| 3       | ・情報公開制度のパンフレット（条例改正に伴うもの）の作成                               |
| 3       | ・公文書公開請求書（条例改正に伴うもの）の作成                                    |
| H12. 2  | ・情報公開実施状況報告書の作成  |
| 2       | ・秋田県情報公開条例の一部を改正する条例案を県議会9月定例会に提出                          |
| 3       | ・秋田県情報公開条例の一部を改正する条例案が県議会9月定例会で可決                          |
| 3       | ・秋田県情報公開条例の一部を改正する条例の公布（平成12年4月1日施行）                       |
| H12. 12 | ・情報公開実施状況報告書の作成  |
| H13. 2  | ・秋田県情報公開条例の一部を改正する条例案を県議会2月定例会に提出                          |
| 3       | ・秋田県情報公開条例の一部を改正する条例案が県議会2月定例会で可決                          |
| 3       | ・秋田県情報公開条例の一部を改正する条例の公布（平成13年4月1日施行）                       |
| H13. 9  | ・秋田県情報公開条例の一部を改正する条例案を県議会9月定例会に提出                          |
| 10      | ・秋田県情報公開条例の一部を改正する条例案が県議会9月定例会で可決                          |
| 10      | ・秋田県情報公開条例の一部を改正する条例の公布（平成14年4月1日施行）                       |
| 10      | ・情報公開実施状況報告書の作成  |
| H14. 2  | ・「情報公開事務の手引」（条例改正に伴うもの）の作成                                 |
| 3       | ・改正条例に関する職員説明会（県内3ブロック）                                    |
| 3       | ・情報公開制度パンフレット（条例改正に伴うもの）の作成                                |
| H14. 10 | ・情報公開実施状況報告書の作成  |
| H15. 2  | ・秋田県情報公開条例の一部を改正する条例案を県議会2月定例会に提出                          |
| 3       | ・秋田県情報公開条例の一部を改正する条例案が県議会2月定例会で可決                          |
| 3       | ・秋田県情報公開条例の一部を改正する条例の公布（平成15年4月1日施行）                       |
| H15. 8  | ・情報公開実施状況報告書の作成  |
| 12      | ・秋田県情報公開条例の一部を改正する条例案を県議会12月定例会に提出                         |
| 12      | ・秋田県情報公開条例の一部を改正する条例案が県議会12月定例会で可決                         |
| 12      | ・秋田県情報公開条例の一部を改正する条例の公布（平成16年4月1日施行）                       |
| H16. 10 | ・情報公開実施状況報告書の作成  |
| 12      | ・秋田県職員定数条例等の一部を改正する条例案を県議会12月定例会に提出                        |
| 12      | ・秋田県職員定数条例等の一部を改正する条例案が県議会12月定例会で可決                        |
| 12      | ・秋田県職員定数条例等の一部を改正する条例の公布（同条例による秋田県情報公開条例の一部改正。平成17年4月1日施行） |
| H17. 11 | ・情報公開実施状況報告書の作成  |
| H18. 2  | ・秋田県情報公開条例等の一部を改正する条例案を県議会2月定例会に提出                         |
| 3       | ・秋田県情報公開条例等の一部を改正する条例案が県議会2月定例会で可決                         |

|         |   |
|---------|---|
| 3       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・秋田県情報公開条例等の一部を改正する条例の公布（同条例による秋田県情報公開条例の一部改正。平成18年4月1日施行）<br/>（刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律（平成17年法律第50号）の施行の日から施行）</li> </ul>  |
| H18. 8  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報公開実施状況報告書</li> </ul>  |
| H19. 6  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・秋田県情報公開条例及び秋田県個人情報保護条例の一部を改正する条例案を県議会6月定例会に提出</li> </ul>  |
| 6       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・秋田県情報公開条例及び秋田県個人情報保護条例の一部を改正する条例案が県議会6月定例会で可決</li> </ul>  |
| 7       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・秋田県情報公開条例及び秋田県個人情報保護条例の一部を改正する条例の公布（同条例による秋田県情報公開条例の一部改正。平成19年10月1日施行）<br/>（郵政民営化等の施行に伴う関連法律の整備等に関する法律（平成17年10月21日法律第102号）の施行の日から施行）</li> </ul>                   |
| H20. 2  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報公開実施状況報告書の作成</li> </ul>   |
| H20. 10 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報公開実施状況報告書の作成</li> </ul>   |
| H21. 11 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報公開実施状況報告書の作成</li> </ul>   |
| H22. 10 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報公開実施状況報告書の作成</li> </ul>   |
| H23. 10 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報公開実施状況報告書の作成</li> </ul>   |
| H24. 10 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報公開実施状況報告書の作成</li> </ul>   |
| H25. 2  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・秋田県情報公開条例及び秋田県個人情報保護条例の一部を改正する条例案を県議会2月定例会に提出</li> </ul>  |
| 3       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・秋田県情報公開条例及び秋田県個人情報保護条例の一部を改正する条例案を県議会2月定例会で可決</li> </ul>  |
| 3       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・秋田県情報公開条例及び秋田県個人情報保護条例の一部を改正する条例の公布（同条例による秋田県情報公開条例の一部改正。平成25年4月1日施行）<br/>（国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律（平成24年法律第42号）の施行の日から施行）</li> </ul> |
| H25. 10 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報公開実施状況報告書の作成</li> </ul>   |
| H27. 2  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報公開実施状況報告書の作成</li> </ul>   |
| 2       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・秋田県情報公開条例及び秋田県個人情報保護条例の一部を改正する条例案を県議会2月定例会に提出</li> </ul>  |
| 3       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・秋田県情報公開条例及び秋田県個人情報保護条例の一部を改正する条例案が県議会2月定例会で可決</li> </ul>  |
| 3       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・秋田県情報公開条例及び秋田県個人情報保護条例の一部を改正する条例の公布（同条例による秋田県情報公開条例の一部改正。平成27年4月1日施行）<br/>（独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成26年法律第66号）の施行の日から施行）</li> </ul>                                  |
| H28. 3  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報公開実施状況報告書の作成</li> </ul>   |